

開発協力大綱案に関する意見募集結果について

令和5年6月9日

外務省国際協力局政策課

開発協力大綱案について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。
提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見募集対象：

「開発協力大綱案」

2. 意見募集期間：令和5年4月5日(水)から同年5月4日(木)

3. 意見提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送

4. 寄せられた意見総数：

141件

5. 御意見とそれに対する考え方：別紙のとおり

※ 別紙では、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約し、複数の内容の意見が含まれる場合には、回答の分かりやすさの観点から意見を分割して整理しております。

お問い合わせ先 外務省国際協力局政策課

(電話) 03-5501-8357

パブリック・コメントで寄せられた主な御意見と外務省の考え方

外務省では、令和5年4月5日に「開発協力大綱（案）」を公表し、同日から5月4日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集しました。その結果、合計141件の御意見を頂きました。また、東京（4月18日）、北九州（4月21日）、オンライン（4月26日、28日）で開催した意見交換会でも多くの御意見を頂きました。頂いた御意見は、外務省として真摯に受け止め、今次開発協力大綱策定及び今後の開発協力政策の実施に当たり、参考にさせていただきます。

パブリック・コメントにおいて頂いた主な御意見（同趣旨が多く寄せられたもの）の概要及び外務省の考え方を以下のとおり取りまとめました。

御意見	外務省の考え方
【タイトル】	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全体として、世界の平和と安定への貢献を強く打ち出すべき。そのためにも、例えばタイトルを「平和・開発協力大綱」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世界の平和と安定への貢献への決意については、開発協力大綱（以下「大綱」という。）において、副題である「自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献」や開発協力の基本方針の1つ目として掲げている「平和と繁栄への貢献」に反映されています。
【総論】	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本国内が凋落しかけている中、国際開発に日本が貢献し続けなければならない理由を、国内向けに説明すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大綱 I 2(3)において、ご指摘の点に言及しています。具体的には、今日の複合的危機の時代においては、我が国のみで様々な課題に対処することはできず、開発途上国とも協力し、開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、責任ある主要国としての我が国の責任でもあるとの考えを示しています。また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会を開発途上国と共に築いていくこと、その中で、より多くの国との間で

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 大綱改定は、グローバルサウスを自らの価値観になびかせ、中国やロシアの影響力を相対化しようとする政治的意図が強い。対立を煽る表現は避け、世界の多様性を認識し、対等なパートナーシップの下での対話・協働関係の構築、国境を越えた共生社会の創造を目指すべき。➤ 「オファー型協力」が新たに掲げられた点を憂慮する。要請主義が薄れ、日本がしたい援助を受入国に押し付ける性向はさらに強まると考えられる。自国第一主義に向かう日本の国際協力における姿勢に反対する。国際社会の利益とは、日本を含む先進国のためではなく、開発途上国の自立的な経済社会開発にある旨を明記すべき。➤ 日本の開発援助ではどのような部分が至っていなかったのか、現行の大綱の評価を含め追記すべき。それを踏まえ、何のために開発協力大綱を改定するのか明確にすべき。 | <p>信頼関係を粘り強く構築していくことは、とりもなおさず我が国自身の国益の増進につながるという認識を併せて示しています。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 大綱 I 1 (3) では、今日、国際社会が複合的危機の克服のため、価値観の相違、利害の衝突等乗り越えて協力することをかつてないほど求められていること、我が国がこうした国際的な協力を牽引すべき立場にあること、国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う中で、我が国の外交的取組の中でも開発協力が果たす役割が格別の重要性を有していることを指摘しています。その上で「開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること。」を開発協力の目的の一つとして掲げています。➤ 大綱の基本方針に「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」とあるとおり、日本の開発協力は開発途上国との対等なパートナーシップの下で、対話と協働の伝統を活かし、新たな価値を生み出していくこと（共創）を目指すものです。オファー型協力については、御意見も踏まえ、大綱上Ⅲ 1 (2) イ (ウ) に「相手国からの要請を待つだけでなく、」という文言を加えました。オファー型協力は、我が国の提案に対する相手国からの要請に基づきつつ、相手国との対話と協働による共創の過程において、日本の強みを活かした協力と相手国のニーズが合致する場合には、開発効果が最大化されとの考えに基づいています。➤ 大綱の策定に当たり、2015年に閣議決定された開発協力大綱（以下「2015年大綱」という。）が策定されて以降の政策レベルのODA評価を対象に第三者によるレビューを行い、大綱とODA政策・実施との整合性、達成状況を確認するとともに、大綱に |
|--|--|

盛り込むべき視点等についての提言も得ています。こうした第三者レビューの評価結果については、外務省HPでの公表に加え、昨年の林大臣の下に設置された開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会（以下「有識者懇」という。）において有識者の皆様にも直接報告の上で御議論いただき、大綱の策定につながっています。

【I 基本的考え方】 1. 策定の趣旨・背景

- 「歴史的な転換期」の内容を明らかにすべき。大綱の政府案にある、「複合的危機」、「パワーバランスの変化と地政学的競争の激化」、「国際社会の分断のリスクは深刻化している」、「今やグローバル化と相互依存が国際社会の平和と発展につながるという考えの限界がますます明らかになった。」、「開発課題の進展への期待が動揺している」などの表現があるが、それぞれの趣旨を明確にすべき。

➤ 「国家安全保障戦略も踏まえ、」とあるが削除または修文すべき。国際社会の対立と分断を強調しすぎるのではなく、「人間の安全保障」の確保の観点から前面に出すべき。新興ドナー国に関する記述を削除すべきではないか、経済開発だけでなく社会開発も重視するとともに、SDGsやパリ協定、SDGs実施指針やSDGsアクションプラン、グローバルヘルス戦略なども踏まえるべき。
- 複合的危機とは、大綱上、①気候変動や感染症等の地球規模課題の深刻化、②自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、③これらと連動した開発途上国の人道危機等からなる危機を指しており、国際社会がこうした危機に直面していることを歴史的な転換期にあると表現しています。昨年12月に策定された国家安全保障戦略でも言及のあるとおり、グローバル化と相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保障されることが明らかになっています。また、自由で開かれた国際秩序及び多国間主義が重大な挑戦にさらされる中、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定といった国際的な協力による開発課題の進展への期待が動揺しており、このような時だからこそ、我が国は、国際社会の責任ある主要国として、開発協力を通じて国際社会の協力を牽引する立場にあると考えます。

➤ 昨年12月の国家安全保障戦略への言及は、同戦略がODAに戦略的な指針を与えるものとしていることを踏まえたものです。この点、2015年大綱にも同じ表現があります。御指摘の点については、基本方針において新しい時代の「人間の安全保障」を指導理念とするとともに、重点政策において「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」（SDGs達成へ向けた取組の加速化、我が国の開発協力のパリ協定の目標との整合性の確保、グローバルヘルス戦略に基づくUHC（ユニバーサル・ヘル

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大綱上の開発協力の定義について、政府及び政府関係機関だけではなく、市民社会を始めとする多様なアクターを含めるべきではないか。OOFや民間資金が開発協力に関わるケースにおいても、ODAと同様に情報公開や住民参加の機会を確保していく旨を追記すべき。 ➤ 「新たな資金動員に向けた取組」の意味が不明瞭なので、具体的な資金の出し手や資金の種類を明示すべき。 	<p>ス・カバレッジ)の推進を含む。)を掲げており、趣旨は反映されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 開発協力の定義については、2015年大綱を踏襲し、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」としています。これは、大綱は、政府及び政府関係機関の活動を規律・規制する閣議決定文書であることから、それ以外の主体を定義上除いています。同時に、大綱において強調されているとおり、様々な主体との共創は、開発効果を最大化するために重要であると考えており、開発協力と非政府主体の活動との連携を強化していくこととしています。 ➤ 新たな資金動員の在り方については、「民間資金動員型無償資金協力」スキームの運用や国際開発金融機関(MDBs)との連携を含め、様々な動員の方法について不断に検討していきます。
---	---

【I 基本的考え方】 2. 開発協力の目的

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「国益」が強調されすぎではないか。開発協力は日本の国益のためにやるものではなく、国際社会の分断につなげてはならない。あくまで開発途上国の福祉の向上に資するものであるべき。 ➤ 「国益」や「我が国及び世界にとって望ましい国際環境」の定義を明らかにすべき。なぜ「国益」を求めるのか、国際益が国益につながる理由を明らかにすべき。国益に直結するから開発協力を行うのではなく、国際社会の期待に応える日本の責任として位置付けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大綱は、開発協力を「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」と定義しています。その上で開発協力の目的は、大綱上I2(4)に示したとおりです。 ➤ 大綱上、「国益」とは、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現すること等を、また、「我が国及び世界にとって望ましい国際環境」とは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下での、平和で安定し、繁栄した国際社会を念頭においています。現在の複合的危機の下で、世界各地の様々なリスクが我が国を含む世界全体に直接的な悪影響を及ぼしており、自由で開かれた秩序の下で、平和で安定し、繁栄した国際社会を構築していくことは、いわゆる
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 開発協力が「外交の最も重要なツールの一つである」という文言を削除すべき。開発協力は「外交の最も重要なツールの一つ」とあるが、あくまで開発協力は地球規模課題や貧困撲滅のためのツールであることを強調すべき。 ➤ 目的については、SDGs の達成に貢献する、「誰一人取り残さない」との理念に基づいた開発協力の実施、といった記述が必要。人間の安全保障に基づいた最貧国への支援を入れるべき。 	<p>「国際益」に資する取組であり、同時に、我が国の「国益」に直結するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本の開発協力は、御指摘の貧困など地球規模課題を含め、世界が抱えている課題の解決や、平和で安定し繁栄した国際社会の実現に寄与してきました。同時に、国際社会における日本への信頼の向上に寄与してきました。これらはまさに日本外交が目指すべき目標であり、最近のウクライナ及び周辺国への人道支援、復旧・復興支援や新型コロナウイルス感染症対策支援を例に出すまでもなく、国民の税金を原資として外交の一環として行ってきたものです。そこで、大綱においては、開発協力を外交の最も重要なツールの一つと位置付けています。 ➤ 大綱上、趣旨は反映されています。例えば、基本方針において、「人間の安全保障」が我が国の開発協力の指導理念として掲げられており、重点政策においても、「質の高い成長」において誰一人取り残さない「包摂性」の考え方や、地球規模課題が脆弱な開発途上国、貧困層等の脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらす傾向にあることを留意しつつ、脆弱国・地域等への協力への継続的取組及びSDGs達成にむけた取組加速化について言及しています。
【I 基本的考え方】 3. 基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「我が国が長年の開発協力の歴史の中で培ってきた哲学と手法」の意味を明示すべき。「哲学」という文言は、主義主張や立場によって解釈の幅が出てくるため、削除、修文すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の「我が国長年の開発協力の歴史の中で培ってきた哲学と手法」については、基本方針の中で説明がなされています。例えば、非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の考え方、開発途上国の自助努力に対する支援を通じた自立的発展を目指すこと、現場主義に基づいた対話と協働によって相手国に合ったものを共に粘り強く作り上げる精神、対等に学び合う双方向の関係を築いていく姿勢等がそれに当たります。

(1) 平和と繁栄への貢献

- 新設された「政府安全保障能力強化支援（OSA）」がODAの非軍事原則から逸脱したものにならないよう、その線引きを明確にする旨を明記すべき。日本の安全保障政策が、平和国家としての歩みの延長にある旨を追記すべき。

(2) 新しい時代の「人間の安全保障」

- 「新しい時代」や「指導理念」の定義を明確にすべき。
- 人間の安全保障を実現するための具体的な方法まで記すべき。人間の安全保障の文脈で「グローバルヘルス」、「貧困」、「環境問題」なども記載すべき。ジェンダー平等かつ包摂な社会の達成、教育を受ける権利を含めた基本的人権の擁護を目指す視点を記載すべ

(1) 平和と繁栄への貢献

- 政府安全保障能力強化支援（OSA）は、開発途上国の経済社会開発を主たる目的とするODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の強化を目的として創設された支援枠組みであって、ODAとは全く異なるものです。その上で、大綱は「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力に係る基本的な方向性を定める政策文書であることから、大綱ではOSAについて言及していません。なお、OSAについては、別途その実施方針が決定・公表されています。

(2) 新しい時代の「人間の安全保障」

- 御指摘の「新しい時代」については、気候変動や感染症に加え、他国への武力の行使や威圧、食料・エネルギー安全保障、インフレなどの問題が相互に結びつく形で、人々の安全が脅かされるようになった時代を念頭に置いており、こうした様々な問題の相互関連性については、2022年2月の国連開発計画（UNDP）の特別報告書「人新世の脅威と人間の安全保障」においても指摘されているところです。また、御指摘の「指導理念」については、我が国の開発協力を貫く基本方針であって、新しい時代の「人間の安全保障」の考え方を我が国のあらゆる開発協力に通底させることを意図したものであり、有識者懇の報告書や2015年大綱を踏まえたものです。
- 大綱にあるとおり、新しい時代の「人間の安全保障」の考え方は個人の自立・尊厳を実現するための基本的人権の尊重を含むものです。その上で、より具体的なイメージを示す観点から、人間の安全保障のための個人の保護と能力強化といった「人への投資」を行う

き。「人権を基盤としたアプローチ (Rights Based Approach)」を明確に打ち出すべき。

(3) 開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創

- 開発途上国の発展のオーナーシップは開発途上国自身にある趣旨を加えるべき。
- 「共創により生み出される新たな価値」の中身が分かるとよい。例えば、「資本主義に替わる社会の仕組」「20世紀型開発を克服する代替社会経済」など。
- 日本が国内の諸課題を解決していくためにも、(先進国、途上国問わず)全ての国から学ぶ旨を追記すべき。途上国においては、国際協力機構(JICA)が率先して、現場の声・ニーズを汲み取ることが強調すべき。

分野として、「保健・栄養・教育を含む分野」を例示することになりました。ジェンダー平等やインクルーシブな社会といった考え方は、適正性確保の原則の中で示されています。

(3) 開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創

- 大綱上、開発途上国の自助努力に対する支援を通じた自立的発展を目指し、対話と協働により相手国に合ったものを共に粘り強く作り上げていくことが我が国の開発協力の良き伝統であり、今後もそうした自助努力支援や対話と協働の伝統を活かしていくことを指摘しており、開発途上国のオーナーシップを尊重する趣旨は十分に反映されていると考えます。
- 「共創」によって生み出される価値については、分野によって様々であり、また、技術革新などにより新たな価値が生まれることも想定されます。例えば、開発途上国にとって重要な課題であるエネルギー、食・農業、ヘルスケア、水・衛生などは日本の技術の強みを期待できる分野であり、こうした分野も含め、開発協力の「共創」を推進していきたいと考えます。
- 大綱は、開発協力に係る基本的な方向性を定めるものであり、開発途上国を中心とする書きぶりになっていますが、大綱の実施における「共創を実現するための連帯」においては、先進国・開発途上国問わず、開発協力の目的・理念を共有する他ドナーとの連携の深化も謳っています。JICAが現場のニーズをくみ取るべきとの御指摘については、その点も含め、大綱上Ⅲ3(1)に示されたとおり、在外公館とJICA現地事務所の連携促進を行い、政府と実施機関の各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める考えです。

(4) 包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導

- 国際的な「ルール・指針」とは具体的に何を想定しているのか。そうした「ルール・指針」と「債務の罨や経済的威圧を伴わず、開発途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力を実現していく」こととの関連いかん。国際的なルールの例示として、国際人権規約・基準や国際人道法、ビジネスと人権に関する指導原則に言及すべき。また、「ルールの履行にあたって、透明性を保持するために、第三者機関による監査を設ける。」を追記すべき。
- 「ルール・指針」の普及と実践に当たっては、包摂性、透明性、公正性に加え、女性や市民社会組織（CSO）を含む多様な関係者の参画する「多様性」を明記すべき。

(4) 包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導

- この項においては、策定の趣旨・背景にも記載のあるとおり、一部の新興ドナーによる債務持続可能性への配慮が十分でない借款供与等による債務問題が行っていることを背景に、開発協力のルール・指針の普及と実践の主導の必要性について指摘しているものです。こうした観点から、例えば、具体的なルール等については、質の高いインフラ投資に関するG20原則、G20持続可能な貸付に係る実務指針、OECD国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、OECD多国籍企業行動指針などを念頭に置いています。第三者機関による監査を設けるべきとの御指摘については、外部有識者から構成される開発協力適正会議を設けており、適正性を透明な形で担保しています。
- 多様性については、大綱上Ⅲ2(6)において、ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保の原則を掲げ、御意見を踏まえ、全ての人が開発に参画できる点を追記したところであり、その趣旨は反映されています。

【Ⅱ. 重点政策】 1. 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

【総論】

- 重点政策について、分野と国・地域（地域共同体含む）に関し、「選択と集中」の必要性を明確にすべき。例えば、分野については、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を含め、アジア諸国のGXに関する取組への協力・連携を進める旨をより強調すべき。

【総論】

- 大綱は開発協力の方向性を示す文書であり、そうした観点から重点政策を定めています。その上で、重点政策を、効果的・戦略的・機動的に実施するため、地域別・国別開発協力方針を別途定めることとしています。目まぐるしく変わる国際情勢において、御指摘のアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を含むアジア諸国のGX推進を含め、どの地域において、どのような分野に重点的に取り組んでいくかについては、こうした別途の文書で記載することが適切と考えます。

【質の高い成長】

- 「包摂性」に関し、脆弱な立場に置かれる人々の例示を増やすべき（例えば、少女、こども、障害者、先住民族、少数民族、性的マイノリティ、ユース、高齢者、無国籍者、移民など）を含むべく修文すべき。
- 社会開発の要素、特に国内経済格差の是正（社会保障制度の充実等）に言及するとともに、後発開発途上国（LDC）、小島嶼開発途上国（SIDS）、内陸開発途上国（LLDC）など、特に脆弱性の高い国々に対する開発協力を進めていく旨を追記すべき。
- 人道支援の在り方など開発パラダイムが変化しており、こうしたパラダイム変化への対応についても言及すべき。
- 「質の高いインフラ」について、日本企業がインフラ整備を行うのではなく、開発途上国政府がインフラ整備を主導できるようにする旨を追記すべき。また、日本の強みのある分野として、「電力・エネルギーインフラ」を追加するとともに、契約の履行において民間企業が安心してビジネスに取り組むことのできる環境の整備のため、日本政府が長期にわたって支援を行うことが望ましい。

【質の高い成長】

- 開発協力の実施にあたって、脆弱な立場に置かれる人々が参画し、その恩恵を享受できるようなインクルーシブな社会を促進することは大切であると考えており、その旨大綱上Ⅲ 2（6）に明記しています。なお、「こども」について追記すべきとの多くの御意見を踏まえ、「包摂性」の項において、「こども」についても言及することとしました。
- 大綱上、経済格差の是正については、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残さない「包摂性」を伴う「質の高い成長」を掲げており、また、脆弱性の高い国々への協力については、大綱Ⅱ 3（2）に脆弱国・地域等への協力に引き続き取り組んでいく旨記載しています。
- 人道支援については、大綱上Ⅲ 1（3）ア（ウ）において、政府間支援が困難な状況下でも、最も必要とする人々に迅速かつ確実に支援が行き届くよう、非政府の幅広いパートナーも一層活用していくことや、質の高い柔軟な拠出を取り入れること、適切な場合には、現金給付等により効果・効率を高める取組を進める旨記載しているところです。今後も、国際的な潮流を踏まえ、効果的・効率的な手法を取り入れていきます。
- 開発途上国の自助努力に対する支援を通じた自立的発展を目指すことは我が国の開発協力の伝統であり、インフラについても、ハード面の協力に、運営・維持管理への関与、制度構築や人材育成を含めたソフト面での協力等を組み合わせた協力を行っていく考えであり、こうした協力を通じて開発途上国の自立的発展を促していきます。また、御意見を踏まえ、日本の強みのある分野として、「電

<p>【デジタル】</p> <p>➤ 急速に利用が広がるAIの活用と課題について、不正な利用や悪用を防ぐために国を超えた国際的な規制や対策を講じる必要がある点を明記すべき。アクセスの公平性と意思決定の自律性を確保するとともに、社会問題化しているインターネット上のヘイトスピーチ、いじめ、ハラスメント、子どもの性被害や脆弱な立場に置かれる人々への偏見の助長への対応の必要性についても追記すべき。</p>	<p>力・エネルギーインフラ」を追加するとともに、民間企業の円滑な事業展開を適切に支援していく旨追記しました。</p> <p>【デジタル】</p> <p>➤ 大綱は開発協力の基本方針を定めるものであり、AIの国際的な規制や対策等について定めることはなじみませんが、開発協力が目指す「質の高い成長」を実現する上で、デジタル技術が鍵となっており、デジタル技術がもたらすリスクにも配慮しながら、開発途上国の開発課題に取り組んでまいります。大綱上II 1(3)イには、我が国としてデータの信頼性を高めることで自由なデータ流通を促す「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を促進するとともに、デジタル格差やデジタル技術の発展による脆弱性といった課題についても対応していく旨記載しました。</p>
<p>【II. 重点政策】 2. 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化</p>	
<p>【自由で開かれた国際秩序、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）】</p> <p>➤ 「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」が具体的に何を指すのか明記すべき。また、「自由で開かれた国際秩序」の前に、「民主的で」という文言を追記すべき。</p> <p>➤ 自由で開かれた「インド太平洋」という言葉が出てくることにより、東海岸諸国を除くアフリカの国々などが排除されるのではないかと。FOIPの文言を残す場合には、インド太平洋以外の地域についてはどうするのかという記述も付け加えるべき。また、FOI</p>	<p>【自由で開かれた国際秩序、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）】</p> <p>➤ 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンが掲げる「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」については、「自由」とは、各国が、その大小にかかわらず、自らの主権に基づき自由に意思決定できることであり、自由であるためには、「法の支配」、すなわち、全ての権力に対する法の優越を認める考え方が不可欠です。また、「開かれた」とは、多様性、包摂性、開放性といった理念を尊重することを意味しています。こうした考え方は民主主義とも相通じるものです。</p> <p>➤ 「インド太平洋」そのものは地理的名称ですが、FOIPは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化といった考え方に重きを置いた、包摂的で開かれたビジョンです。我が国は従来から、FOIPの考え方に賛同してもらえるのであれば、どの国・</p>

Pへの言及により、ODAによって開発途上国をFOIPに参加させようと促しているような誤解を与える懸念がある。

- FOIPのビジョンの下、ガバナンス構築や人材育成の支援に関する取組の重要性を強調すべき。

【非軍事、人権】

- 非軍事原則や人権遵守の徹底をここでも明記すべき。
- 法執行機関の能力強化やテロ・海賊対策等の支援は、軍事的用途への転用のリスクがあることから、原則として行うべきではなく、そうした記述は削除すべき。
- 援助対象国において人権状況や民主主義が脅かされた場合に、その状況を悪化させる恐れのある援助の緊急停止や見直しを迅速に行えるよう基準や運用メカニズムの策定を行うべき。

地域とも協力していく姿勢で取り組んできており、開発途上国がFOIPに主体的に関与し、力や威圧の影響を受けず、その果実を享受できるようにするための協力を行っていく考えです。

- 大綱上Ⅱ 2（2）において、各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等のため、法令の起草支援や人材育成等を行う旨明記しています。

【非軍事、人権】

- 「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」（以下「非軍事原則」という。）や、「民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」への注意（以下「民主化原則」という。）は堅持しており、大綱上Ⅲ 2の「開発協力の適正性確保のための実施原則」の中で明記しています。
- 「質の高い成長」の前提である、平和で安全な、安定した社会を実現していくことは、開発協力が取り組むべき重要な課題であると認識しています。したがって、法執行機関やテロ・海賊対策等への支援も重要であり、実施に当たっては、軍事転用の蓋然性を含め個別具体的に判断し、非軍事原則に照らした適正性をしっかり確保していきます。
- 大綱においては、2015年大綱と同様に、民主化原則を含む実施上の諸原則を常に踏まえたうえで、相手国の開発需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断することを基本としています。人権侵害が起きた国であっても、当該国の国民生活などの経済社会状況や人道支援のニーズに対応する必要性を含め、諸般の事情を総合的に判断する必要があるため、開発協力の停止等の一律の基準等を示すことは困難です。

【Ⅱ. 重点政策】 3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

【総論】

- 新たな資金動員手法の検討について触れられているが、その前提として、新たな資金を動員する必要性を明示すべき。国内資源の動員強化とドナーベースの拡大の間に、「透明性の強化」を挿入すべき。

【気候変動】

- 気候変動に関し、「2030年に50%以上の温室効果ガス削減を目指す」、「脱炭素の取組を加速」などを明示すべき。我が国の強みを活かせる森林の運営・保護を追加すべき。

【教育】

- 教育分野の Global Partnership for Education (GPE) 及び Education Cannot Wait (ECW) を明記し、拠出増を検討すべき。

【総論】

- 大綱上 I 1 (4) において、開発途上国に対する民間資金の流入が、ODAを始めとする公的資金を大きくしのいでおり、膨大な開発ニーズを有する開発途上国にとって、民間企業や国際機関等の多様なアクターを通じた資金動員に向けた取組が重要となっている旨示しております。また、開発をめぐる資金の透明性については、国際場裡における課題設定やルール作りに向けた議論にて扱われる事項のひとつでもあり、大綱上 I 3 (4) においてその趣旨は含まれております。

【気候変動】

- 大綱においては、我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させることを明記し、脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減・吸収に加え、気候変動による被害の回避・軽減の双方に対する支援を推進することで、開発途上国の気候変動対策に貢献していく方針を示しています。また、実施原則において脱炭素化の促進を進める旨の記載を「開発に伴う環境・気候変動への影響」の箇所で、2015年大綱から新たに加筆しており、御指摘の趣旨は反映されています。また、環境分野における取組として、森林保護等の自然環境保全の取組を強化する旨記載しています。

【教育】

- 大綱では、教育分野の協力の重要性や、国際機関等や市民社会を含む多様なアクターとの連携の重要性を示しております。我が国はこれまで、日本の顔が見え、日本の経験や強みが活かせる、JICAによる二国間支援を重視し、初等から高等教育、職業訓練まで相手国の様々なニーズに応じたきめ細かい支援を実施してきてお

- 持続可能な開発のための教育（ESD）を追記すべき。教育のところで、保健・栄養教育、学校給食などを通じた教育アクセスの向上や雇用を生み出す教育を追記すべき。
- 「ジェンダー平等と女性と女性のエンパワーメントの実現」として新たに項目を設け、国際社会において普遍的に認められた人間の尊厳にかかわる価値であり、ジェンダー平等を図る案件の比率の向上を図る旨を明記すべき。教育については、「女性のエンパワーメント」だけでなく、「若者・子どものエンパワーメント」や「紛争・自然災害等の緊急下および長期化する危機下における教育機会の確保」「性差に基づく教育機会の格差是正」についても言及すべき。

【保健】

- 保健に関し、「グローバルヘルス戦略」が、我が国が提唱する戦略であることを明示すべき。「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」の実現をUHCの一環として位置づける旨を追記すべき。マラリアなど既存・再興感染症対策の強化についても追記すべき。顧みられない熱帯病（NTDs）、「平和と健康のための基本方針」、「Japan Nutrition」への言及を追記すべき。

り、紛争影響国等、JICAの活動が困難な場所での支援や機動的な支援が必要な際に、JICAによる二国間支援を補完する形で、それぞれの強みを活かして国際機関（UNICEF、UNESCO等）や、GPEといった国際基金等を通じた支援を実施してきております。今後も各機関の特性を考慮しつつ、どのような支援をどの程度行うことが効果的か、引き続き検討していく考えです。

- ESDは、国際社会の問題を主体的に捉えて、身近なところから取り組むことを通じて、持続可能な社会を目指す教育活動ですが、その趣旨は大綱上II3（2）E及びIII3（3）にも反映されています。
- 御意見を踏まえ、若者・子どものエンパワーメントを含む内容とさせていただきます。また、紛争や災害下における教育機会の確保についても、反映させていただきました。性差に基づく教育機会の格差是正に関しては、ジェンダー主流化を通じたジェンダー平等の促進を示す実施原則に、その趣旨は含まれていると考えています。

【保健】

- グローバルヘルス戦略（令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定）では、SRHRを重視する旨の記載や顧みられない熱帯病（NTDs）についても言及があります。「平和と健康のための基本方針」は2015年大綱の下での課題別政策として策定されたものであり、大綱の下では、グローバルヘルス戦略を踏まえた開発協力を通じ、開発途上国におけるSRHRやNTDs、新興・再興感染症等を含む広範な保健課題に取り組んでまいります。

➤ 政府のグローバルヘルス戦略を踏まえた文言が入ったことは評価。保健分野への予算配分はG7各国と比べると低水準。顧みられない熱帯病、薬剤耐性（AMR）などの感染症や、NCD等様々な課題や将来の公衆衛生危機にも対応するために、コロナ終息後もG7各国平均の12%以上を目指していただきたい。水・衛生分野での低所国向けのODA割合を拡大する旨を追記すべき。

➤ 大綱では、我が国の厳しい財政状況を十分踏まえつつ、様々な形でODAを拡充していく旨を示しています。個別の分野における予算配分について大綱上で明言することは困難ですが、開発途上国側のニーズや国際情勢等も踏まえながら、効果的な協力の在り方を検討していきます。

【Ⅲ. 実施】 1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ

(1) 共創を実現するための連帯

【総論】

➤ 「開発のプラットフォーム」が何を意味するのか分かりづらいので、明確化すべき。

(1) 共創を実現するための連帯

【総論】

➤ 大綱の「開発のプラットフォーム」とは、共通の目標の下、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に創り出していく「共創」を行う様々な場を念頭に置いているものです。例えば、現地のODAタスクフォースや二国間の政策対話等が、これに含まれます。

【民間企業】

➤ 民間企業の箇所に、ODAを活用したガバナンス構築支援やPPP等の制度設計支援、政府による民間ビジネス支援、ホスト国政府に対するビジネス環境整備の働きかけを追記すべき。また、海外投融資の活用が重要である旨を明記すべき。スタートアップを促進することに力を入れるべき。

【民間企業】

➤ 御意見を踏まえ、大綱に法制度整備支援を含むビジネス環境の整備を追記するとともに、大綱上Ⅱ1(3)ウにおいて、民間企業の円滑な事業展開を適切に支援していく旨を追記しました。また、民間企業による持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の取組を後押しするため、スタートアップを含め、民間企業を開発のプラットフォームに巻き込み、開発途上国の開発課題と結びつけるための開発協力を推進していくとともに、海外投融資を始めとする公的資金の戦略的活用等を行う旨記載しています。

- 民間企業との連携にあたっては、JICA環境社会配慮ガイドライン、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際基準、我が国の「ビジネスと人権に関する行動計画」、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」等との整合性を確保し、企業に対しても人権デューデリジェンスの徹底を求めることが必要である旨を追記すべき。
- 日本企業の技術を開発に取り込むため、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）ファンドなどをはじめとした官民連携パートナーシップを効果的に活用する旨や、民間企業の支援についても費用対効果を重んじ、投資に対する成果を毎年確認し、効率性を高めるべき。
- 民間企業の箇所で「サステナブルファイナンス」、「インパクト投資」、「ESG投資」、「ブレンデッド・ファイナンス」といった専門用語が用いられているが、個々の用語の意味を明示すべき。

【公的金融機関】

- ODAとOOFの組み合わせが重要と述べているが、それは効率性に鑑みた日本側の都合であり、普遍的に重要なわけではない。これまで十分でなかった実施機関間の連携・調整の状況を改善するために、政府として何をしようとしているのかを説明すべき。

- 我が国としては、「ビジネスと人権に関する行動計画」に従って、2015年大綱やJICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえて、JICAが定めている業者契約書雛形等において、相手国の労働法の遵守、児童労働・強制労働の禁止に関する規定を盛り込むなど、人権尊重に努めてきているところであり、今後も大綱の下で、人権尊重への取組を推進していく考えです。
- 日本企業の技術や資金等の開発への取り込みや活用については、重要な課題と認識しており、そうした観点から共創のためのプラットフォームへの民間企業等の巻き込みについて記載したところです。その際には、効率性や適正性を確保しながら進めていきます。
- おおむね以下の意味合いで使用しています。
 - ・サステナブルファイナンス：持続可能な社会を支える金融の仕組み全般。
 - ・ESG投資：環境・社会・コーポレートガバナンスの3つの要素を考慮した投資活動。
 - ・インパクト投資：経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資。
 - ・ブレンデッド・ファイナンス：公的資金と民間資金をうまく組み合わせることでいくこと。

【公的金融機関】

- 一般に、開発途上国への民間資金の流入がODAを始めとする公的資金を大きくしのぎ、民間企業など多様なアクターがますます重要な役割を果たしていることに鑑みれば、ODAとOOF等様々なスキームを有機的に組み合わせることで相乗効果を高めるべく、公的金融機関等を含めて連携を強化していくことは重要です。実

- OOFの資金にもODAと同水準の環境・社会配慮と情報公開が求められることを記載すべき。公的金融機関について、事務局経費の比率を含めた効率化を進める旨を追記すべき。

【同志国】

- 「同志国」については、「関係各国」や「開発協力の目的・理念を共有する国々との協力」等とすべきであり、「同志国」という言葉を使用すべきではない。安全保障・軍事同盟を想起させる。また、「複合的危機の克服のため、価値観の相違、利害の衝突等乗り越えて協力する」との記述と矛盾。
- 同志国の箇所の「南南協力」を「途上国間協力」と修正すべき。「南」には差別的・画一的価値判断のニュアンスが含まれるのではないか。

【国際機関、地域機関、国際開発金融機関】

- 国際機関の箇所で、途上国の財政再建や債務問題などの解決においてはG7、G20などの場において、国際開発金融機関と更なる連携をして、個別ケースに応じた具体的な解決策を講じる必要がある旨を追記すべき。

際の案件形成においては、開発途上国の実情を踏まえ個別具体的に検討していきます。

- 大綱はOOF自体を規律する文書ではないため、大綱には書かれていませんが、公的金融機関等を通じた協力についても、それぞれの機関において、効率性や適正性が確保される必要があるとの点は御指摘のとおりです。

【同志国】

- 「同志国」とは、一般に、ある外交課題において、目的を共にする国を指す言葉であり、安全保障・軍事同盟を想起させるとの指摘は当たりません。開発の文脈では「開発協力の目的・理念を共有する国々」を意味します。その上で、文意をより明確にする観点から、「他ドナー」という言葉に置き換えることとしました。
- 「南南協力」とは、より開発の進んだ開発途上国が自国の開発経験、人材、技術、資金、知識などを活用して、ほかの開発途上国に対して行う協力を指す言葉であり、国連等においても採用されています。

【国際機関、地域機関、国際開発金融機関】

- 複合的危機の下で、開発途上国の債務問題は大きな課題となっており、その観点から、大綱において債務の持続可能性の原則を導入し、債務の持続可能性に十分配慮し、これを強化するとしました。こうした中で、大綱が言及する国際開発金融機関との連携にもこうした観点からの協力も含まれています。

- 「国際機関、地域機関等」は、「国際機関、地域機関、国際開発金融機関」とすべき。
- 「国際機関等への効果的な拠出」とは具体的にいかなる拠出方法を指すか、明示すべき。

【市民社会】

- 市民社会に関する分量が2015年大綱と比較して減っている。特に、全市民が連携するという広い視点を持ってオールジャパンで協力を進めていく姿勢が大切である旨を追記すべき。国内外の市民社会が政策提言活動や社会啓発活動を行っており、こうした声に耳を傾ける旨書くべき。
- 市民社会との連携について、市民社会を戦略的パートナーと新たに位置付けるということはどういうことか。その意味を含め具体的な内容を記載すべき。
- 日本の市民社会だけでなく、現大綱の「国内外のNGO／市民社会組織（CSO）」という表現を踏襲すべき。相手国現地の市民社会

- 御指摘の本項における「等」に含まれるものを明示すべき、という御意見を踏まえ、国際開発金融機関を明示することとしました。
- 国際機関等への拠出については、我が国の外交政策目標への貢献度や拠出先の活動の成果等の観点を踏まえて、効果的に行われるべきと考えます。こうした観点から当省では各拠出金所管部局がPDCA実施体制を整備するとともに、拠出金に関する様々な評価を通じて、その取組状況を示し、国民への説明責任を果たしております。当省として今後とも国際機関等に対する効果的・効率的な拠出に努めて参ります。

【市民社会】

- 御意見を踏まえ、国内外の市民社会を通じて実施する開発協力の担い手の裾野を拡大する観点からも、広範な国民各層の開発協力への参加と知見の社会還元を促すとともに、その提案や意見に耳を傾ける旨を追記しました。
- 市民社会を「戦略的パートナー」と新たに位置付けることは、近年のウクライナ支援など、NGOを始めとする市民社会が現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じて世界各地の人道支援等の開発協力における存在感を増していることを受けたものです。これまでも、NGOと外務省の間では定期協議会を開催し、ODA政策やNGOとの連携の在り方や協力手法の改善等について議論を行ってきており、今後も、市民社会を通じた開発協力をいかに強化していくか議論を深めていく考えです。
- 御意見を踏まえ、「我が国市民社会を通じて実施する開発協力を更に強化していく」を「国内外の市民社会を通じて実施する開発協力を更に強化していく」と記載を改めることとしました。

と密に協力して現地のニーズに寄り沿う点や、国内外の市民社会との政策対話や市民社会スペースの確保に努める点を明記すべき。

- 市民社会の箇所、他国に比して市民社会に向けた／市民社会を介したODAが非常に少ない、市民社会経由のODA実施額がDAC平均にはるかに及んでいないという現状に触れるべき。

【地方自治体等】

- 日本の自治体実践してきた「市民の参画促進、市民協働の実践」や「効果的・効率的なサービス提供システム」を追記すべき。
- 「地方自治体」を「地方自治体等」とすべき。記述内容の後半にJICAやJICA海外協力隊経験者が含まれているから。

【大学・研究機関等】

- 「大学・研究機関」を「大学・研究機関・シンクタンク」とすべき。
- 大学・研究機関の箇所で、より多くの知日派人材（特に将来のリーダー候補者）を戦略的に増やしていくためにも、開発途上地域（特

- 政府間の支援では手の届かない住民のニーズに寄り添った協力が市民社会の強みであり、政府としても、日本NGO連携無償資金協力（N連）による経済社会開発やジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じた緊急人道支援の着実な実施に最大限努めてきており、実際にこの約20年間に、N連及びJPFを併せ約1.2倍に実績が拡大しています。厳しい財政状況の中、市民社会組織へのODA拠出の目安を示すことは困難ですが、引き続き、市民社会を通じた協力をいかに強化できるか不断に検討してまいります。

【地方自治体等】

- 御指摘のものも含め、基礎的行政サービスの提供主体である地方自治体の経験やノウハウは、開発途上国に応用できるものが多いと考えており、こうした観点も踏まえ、大綱において、開発協力事業への地方自治体の参画への促進・支援に努める旨記載しました。
- 御指摘を踏まえ、「地方自治体等」に修正しました。

【大学・研究機関等】

- 御意見も踏まえ、一般に、大学・研究機関として想定されるもの以外にも、民間のシンクタンクなど開発協力の知見を有する幅広い機関も読み込むため、「大学・研究機関等」としました。
- 留学に係る高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進していくことは重要であると考えています。

に貧困度が高いアフリカ、南アジア、中央アジア)からの長期研修(留学)生受入れを増加する旨を追記すべき。

【知日派・親日派人材、日系人等】

- 親日・反日の二分法は避けるべきであり、知日派・親日派人材の箇所で、「親日派」の語を削除すべき。知日派・親日派人材の箇所で、価値観を「共有する」ではなく「理解する／知悉する／精通する」に修文すべき。
- 在外教育施設を活用した、日本の教育の途上国への発信も重要な取組であり追記すべき。開発途上国の子どもたちに対する平和教育を通じた人財育成が、将来の「国づくり」にもつながり我が国の開発協力を掲げる基本方針にも合致すると考える。
- 知日・親日人材を育成していくことは非常に重要で、開発だけでなく文化(アニメ含む)・テクノロジー・日本語なども一体となって進めていくべき。政府機関が垣根を超えてより一体となって進めていくべき。

(2) 戦略性の一層の強化

【政策と実施の一貫性の強化】

- 「政策立案」に関し、開発協力が途上国の開発・地球規模課題解決、平和と安定の促進のための重要なツールであることを明記すべき。開発協力が外交政策の最も重要なツールの一つであるだけでなく、情報収集の有効な手段であることも明記すべき。

【知日派・親日派人材、日系人等】

- 御意見も踏まえ、知日派・親日派人材について、我が国の文化や価値観を理解する重要な人的アセットと改めました。その上で、我が国として日本への関心を高め、理解と信頼・親近感を深めてもらうことを重視しており、親日・反日の二分法で考えているわけではありません。
- 御指摘も踏まえ、在外教育施設も活用し、信頼に基づく人材の重層的ネットワークを更に強化していく旨記載しました。
- 親日派・知日派の育成については、開発協力にとどまらず、日本の外交政策や一般事情に関する様々な情報の積極的発信や、日本文化の紹介や人的交流といった文化交流を通じて、取り組んでいます。

(2) 戦略性の一層の強化

【政策と実施の一貫性の強化】

- 開発協力が外交政策の最も重要なツールの一つである旨は、大綱 I 1 (5) 及び 2 (5) の中で示しております。その上で、開発協力は、その実施の過程で、国際情勢に関する情報収集にも資する部分もありますが、開発協力は開発途上国の開発課題や地球規模課題の解決、平和で安定し繁栄した国際社会の形成や我が国及び世界にとって望ましい国際環境の創出等を目的としています。
- 外務省のODA評価は、ODAの管理改善及び国民への説明責任の2つの目的を果たすため、国民の皆様に分かりやすい形でOD

- 政策の評価、改善に際しては、評価報告書の公開や、改善に向けさらなるフィードバックを受けるチャンネルを設定する旨を追記すべき。政策決定と事業の形成・実施決定の過程とその関係者を記録に残す旨を明記すべき。事業実施時に発生した課題についても評価すべき。開発協力大綱の実施モニタリングの観点からのODA評価の強化を追記すべき。
- JICAや市民社会などが現地のニーズを汲み取り、地域、宗教、文化などを考慮し、詳細な国別協力方針を立てる旨を追記すべき。一連のPDCAサイクルにおいては、JICA自身が率先して現場に足を運び、相手国との対話の中で、相手国自身では気づきにくい支援ニーズも引き出しながら、最適な支援の形を探る「エンゲージメント型支援」を実施していく旨を追記すべき。

【我が国の強みを活かした協力】

- FOIPの理念に基づく、相手国の法の支配の確立、人権の尊重、民主化促進のための法制度整備等の支援、外国人技能実習制度について触れるべき。また、JICAによる「外国人材受入支援・多文化共生」や途上国における教育制度構築に対する投資に力を入れるべき。

【オファー型協力】

- オファー型協力は日本の国益が優先される可能性があるため、要請型を重視すべき。オファー型協力と要請主義の関係、途上国との協働による共創との関係を明記すべき。オファー型協力について、「予め用意したメニューも提示しつつ、現地の状況や先方の意向にマッチする（オーダーメイドの）協力案件を形成する」といった表現にあらためるべき。

Aの評価結果をホームページ上に公表してきています。政策立案、実施、評価、改善（PDCA）のサイクルを通じてODAの改善に向けて努力していきますので、御意見等のある方は「ODA相談窓口」までお寄せください。

- 大綱では、重点政策に取り組んでいくため、地域別・国別開発協力方針を別途定める旨記載しています。また、その際には、現場主義に基づき、現地の様々な情勢やニーズを踏まえ、対話と協働を通じた社会的価値の共創を基本方針に掲げています。

【我が国の強みを活かした協力】

- 御指摘の点の一部については、大綱上Ⅰ２、Ⅱ２、Ⅲ２に記載されています。

【オファー型協力】

- 大綱上、オファー型協力は、ODAとOOF等様々なスキームを有機的に組み合わせて相乗効果を高め、日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していくものですが、最終的には相手国の要請に基づいて実施するものです。その上で、御意見を踏まえ、「要請を待つだけでなく、」と追記しました。相手国の開発ニーズを踏まえた案件を共に創り上げていく考えです。

- オファー型協力の実施にあたって、ホスト国・地域の成長戦略やニーズに真に合致したものとなるよう、パートナーとしてホスト国と共に成長戦略を推進することや、ホスト国・地域の政策立案・実行のキーパーソンとの対話、わが国の支援に対するホスト国側の評価を検証することの重要性に言及すべき。また、開発協力プロセスの簡素化・迅速化に加えて、インフラシステムの運営・維持管理（O&M）に対する支援の強化、複数年度にわたる支援を明記すべき。

（３）目的に合致したきめ細かな制度設計

- 開発協力に関する運用の一層の柔軟化、迅速化等、制度面の改善について具体的に明記すべき。

【開発のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力の実施】

- 開発のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力を実施するには、民間企業によるサステナブルファイナンスの取組だけでなく、スタートアップの取組を後押しする旨を追記すべき。
- 我が国の外交戦略上重要な国に対しては、ODA卒業国であっても無償資金協力や技術協力を実施することを明記すべき。中所得国・高所得国との協力に関し、途上国の経済成長に伴い、後発低所得国、低所得国を卒業する国も出てくるが、カテゴリーの変化によって支援が止まらないよう、継続的かつ効果的な移行方法を考える旨を追記すべき。

- オファー型協力の実施に当たっては、相手国との対話と協働を重視しつつ、実施の後も相手国側から適正な評価を受けることを目指していきます。また、迅速な意思決定などの迅速性の向上に加え、ハードだけではなく、運営・維持管理を含めたソフト面での協力等を組み合わせた、付加価値のある開発協力を実践していく考えです。

（３）目的に合致したきめ細かな制度設計

- 大綱に示される方向性に沿って、ODAを進化させるべく、不断に制度改善に努めていきます。

【開発のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力の実施】

- 本項にいう民間企業のサステナブルファイナンスの取組を後押ししていくための制度改善には、開発課題に取り組むスタートアップの支援も含まれており、新規に立ち上げる、民間資金の動員を促し、官民の資金のシナジー効果を生み出すODAもその一つです。
- 大綱上、「所得水準が相対的に高い国に対しても、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じ、無償資金協力や技術協力を含む必要な協力を戦略的に活用していく」との記載がありますが、所得水準が相対的に高い国は、DACリスト卒業国や同リスト上の高所得国を指しています。
- 「質の高い柔軟な拠出」とは、2016年の世界人道サミットにおけるグランド・バーゲン合意での主要コミットメントの一つであ

➤ 「質の高い柔軟な拠出」が何を意味するのか具体的に明示すべき。「国際機関やNGOを通じた現金給付等」について、世銀やADBが実施している条件付き現金給付（CCT）を想定しているのであれば、従来政府はCCTを認めてこなかった経緯に鑑み、その有効性に言及すべき。国際機関などによる現金給付は西アフリカで大きな問題となっている（避難民などは働くことを止めいつまでも帰還しないために地元住民との軋轢を生む、男性による女性への搾取がある等）ため、大綱で明示する形で促進するべきではない。

➤ 緊急人道支援においては、人道原則に則るべき。また、市民社会とも協力していくべき。現地NGOへの支援や現地のニーズに沿った支援をする点も明記すべき。

【時代に合わせた迅速な協力の実施】

➤ 企業が、案件の形成、受注、遂行、完了まで予見可能性と実効性をもって迅速に推進できるプロセスを整備する必要性を盛り込むべき。

る「質の高い拠出の強化（Enhanced quality funding）」を念頭においており、こうした国際的な潮流を踏まえ、適正性を確保しつつ、ノンイヤーマーク拠出やプールファンドへの拠出も通じ、迅速かつ効果的な人道支援を行っていく考えです。現金給付についても、こうした国際的な潮流の一環であり、適正性を確保しつつ、適切な場合には取り入れることにより、必要とする人々のニーズに応じた支援の迅速性及び効果・効率を高めていきます。

➤ 我が国は、「一人一人の人間の生命、尊厳及び安全を尊重する」人道原則を含む、人道支援の基本原則を尊重して支援を行うことを基本としています。また、市民社会とも連携を強化しており、現地NGOへの支援を含む現地のニーズに寄り添った支援を実施しております。

【時代に合わせた迅速な協力の実施】

➤ 御意見のとおり、民間企業との連携に当たっては、迅速性や予見可能性が重要であると考えており、そうした観点から、制度改善の具体例として迅速な資金協力等について言及しているところです。

【Ⅲ. 実施】 2. 開発協力の適正性確保のための実施原則

【民主化・人権原則】

➤ 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する必要があるが、その際には、当該国の歴史や文化、社会的背景にも留意する必要がある旨を追記すべき。

➤ 人権侵害が確認された場合には、援助の一時停止を含め、当該国に働きかけ、開発協力が人権侵害に加担しないこと、モニタリングや

【民主化・人権原則】

➤ 大綱においては、2015年大綱と同様に、民主化原則を含む実施上の諸原則を常に踏まえたうえで、相手国の開発需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断のうえ、開発協力を実施していくことを基本としています。

➤ 開発協力においては、これまでも、我が国は、2015年大綱の下、JICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえて、人権に関する国

評価を実施する旨を明記すべき。人権DDの推進や、人権状況に係る国連の国別人権状況など各種報告書を確認することを追記すべき。

【非軍事原則】

- 「個別具体的に検討する」ではなく、「軍事的利用を禁止する」と明確にすべき。たとえ開発目的でも軍または現役軍人には原則協力を行わないようにすべき。軍民共用インフラ施設への協力は、ODAの間接的な軍事利用の温床になりかねないことから、基本的に行わない旨を追記すべき。
- モニタリング等のチェック機能をきちんと担保すべき。ガイドラインを策定し、モニタリングの状況を国民に「見える化」する旨追記すべき。

【軍事支出等の原則】

- 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況の項目に、「軍縮と国際市場における武器輸出の規制を強化するよう、国際社会で主導的な役割を果たす。」という要素を追記すべき。

別報告書や関連機関の情報を幅広く入手し、意思決定に反映するとともに、業者契約書雛形等に相手国の労働法の遵守、児童労働・強制労働の禁止に関する規定を盛り込むなど、人権尊重に努めてきています。さらに、JICAによるモニタリングや調査を通じて人権に係る状況の改善が必要と判断された場合等には、相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促すこととしています。今後も大綱の下で、一層の人権尊重に努めていきます。

【非軍事原則】

- 大綱においても、非軍事原則を堅持しており、軍事的用途への使用を回避することは当然です。その上で、開発途上国において、感染症対策や紛争後の復旧・復興等の民生分野や、災害救助等で非軍事目的の開発協力を軍が役割を果たしていることがあるとの実態も踏まえ、引き続き非軍事原則を堅持した上で、個別具体的に検討していきます。
- 軍事的用途への使用を回避するため、開発協力適正会議への報告や、大使館やJICA事務所を通じて事後のモニタリングを実施するといった取組を行ってきています。こうした結果については、適正会議での議事録を含め、外務省HP上で公表してきており、今後も透明性の高い開発協力を努めていきます。

【軍事支出等の原則】

- 本項は我が国の開発協力の適正性を確保するための一般原則であり、御指摘の点を本項に記載することは大綱になじむものではありませんが、平和国家である日本は軍縮・不拡散外交に積極的に取り組んでおり、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国

- 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況の項目に、「国際情勢や周辺国との関係において当該国の置かれている状況にも留意する。」と追記する。

【環境】

- 開発に伴う環境・気候変動への影響について、JICA環境社会配慮ガイドラインに沿い、負の影響を回避することを明記すべき。

【債務の持続可能性】

- IMFや国際開発金融機関との連携による財政再建策の提案や、財政分野の人材育成に言及すべき。

【ジェンダー平等などインクルーシブルな社会】

際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、国際輸出管理レジームを作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

- 大綱上、日本の開発協力は、相手国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払うこととする本原則を含む実施上の諸原則を常に踏まえたうえで、相手国の開発需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断のうえ、開発協力を実施していくことを基本としています。

【環境】

- 2010年以降、JICA環境社会配慮ガイドラインは、過去の大綱を含む日本政府の方針に沿って、適切な環境社会配慮を行うべく策定されてきました。今後も大綱に従って、適切な環境社会配慮を行っていきます。

【債務の持続可能性】

- 本項は、我が国の開発協力の適正性確保のための一般原則として、相手国の「債務の持続可能性に充分配慮し、これを強化すべく、開発協力を行う旨」記載したところですが、アフリカや太平洋島嶼国への債務管理及びマクロ経済運営のアドバイザーを派遣し、公的債務やリスク管理強化のための研修などの人材育成支援を実施しており、その際、世界銀行等を含む国際開発金融機関と連携しており、こうした取組を引き続き行っていきます。

【ジェンダー平等などインクルーシブルな社会】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ ジェンダー平等かつインクルーシブな社会をもたらすために、開発協力をどのように実行していくのか明示すべき。ジェンダー主流化という抽象的な表現をより具体的な表現とすべき。また本大綱ではジェンダー主流化に留まらず、ジェンダー平等を優先課題とすべき。「こども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等」の中に、「LGBTQ I +（ないしは性的マイノリティ）」と「難民・国内避難民」を追記すべき。 ➤ ジェンダー主流化への貢献、達成すべき目標、ジェンダー統計の充実と活用等を明確にすべき。 <p>【不正腐敗の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正腐敗の防止に向けた開発金融機関などとの連携、具体的な策を追記すべき。 ➤ 汚職や不正が発生、発覚した場合の対応等、どのようにこれをコントロールするのかについても明確化し、追記すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ、開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進する旨を追記しています。 ➤ 我が国の開発協力の基本方針を定める大綱において、具体的な目標となる数値等を記載することは困難ですが、外務省HPに公表されている2021年版開発協力参考資料集において、ジェンダー平等マーカー（DAC統計において、目的コードに関わらず、特定の政策への貢献を目的とする案件に対して付される「政策マーカー」の一つ）が付された無償資金協力・有償資金協力・技術協力についてその額を公表してきており、今後もジェンダー平等を積極的に推進していきます。 <p>【不正腐敗の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大綱上Ⅱ 2（2）において、各国におけるグッドガバナンスの実現等のため、法令の起草支援や制度整備支援、人材育成等の法制度整備支援を行う旨、透明かつ公正な開発金融等のルールの普及と実践等に資する取組も強化していく旨記載しています。 ➤ 外務省では、ODAの不正腐敗防止のために不正・腐敗情報に関する相談を受け付けているほか、不正行為等を行った企業に対し、一定期間ODA事業に参加させないようにする制度（措置制度）も設けているところであり、大綱に従って、適正性や透明性の確保に努めていきます。 |
|--|---|

<p>【安全配慮】</p> <p>➤ 全ての在留邦人の所在を平素から把握する重要性や、直近のスーダン内紛のような状況においては各国と連携し、全ての日本人が安全安心に活動できるよう、最大限の努力を行う旨を追記すべき。現地での緊急支援活動に際しては現地アクターも含めて関係者の安全を適切に確保することを明記すべき。</p>	<p>【安全配慮】</p> <p>➤ 海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体の保護は、外務省の最も重要な任務の一つであり、開発協力を携わる人員についても、安全確保に万全を期すべく、平素から十分な安全対策や体制整備を行うことは当然であり、その旨を実施原則に記載しました。今後も関係者の安全確保に万全を尽くしていきます。</p>
<p>【Ⅲ. 実施】 3. 実施体制・基盤の強化</p>	
<p>【0. 7%目標】</p> <p>➤ これまでも国際的目標である0.7%の実現に向けた取組を行ってきたが、依然として0.7%とする国際的目標を念頭に置くとの記載にとどまっている。開発協力の役割が一層増している状況下、これよりさらに積極的な方向性を打ち出すべき。</p> <p>➤ ODAのGNI比について、10年間でGNI比0.7%を達成することを明言し、あるいは少なくとも「0.7%とする国際的目標の達成を目指せるよう」とした上で、具体的なプランを策定し、進捗状況を国民に見えるようにすべき。</p> <p>➤ 「様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う」とあるが、努力では不十分であり、より強いコミットメントにすべき。</p> <p>【実施体制】</p> <p>➤ 「現地政府や現場の人々との一体となってプログラムを実施する」旨を追記すべき。</p> <p>➤ 「国際的潮流や市民社会等の多様な開発の担い手からの声を踏まえた政策を示し」とすべき。</p>	<p>【0. 7%目標】</p> <p>➤ 我が国の極めて厳しい財政状況に照らせば、ODAの対GNI比0.7%の国際目標を達成する見通しを現時点で具体的に示すことは困難ですが、ODAの戦略的活用を一層進めるとともに、引き続き、様々な形でODAを拡充し、外交的取組を強化していきます。</p> <p>【実施体制】</p> <p>➤ 市民社会を始め、様々な主体との連帯を強化することが不可欠である点は、大綱I 1(4)の「策定の趣旨・背景」やⅢ 1(1)「共創を実現するための連帯」の項目で強調しております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施機関（JICA）が開発協力政策の形成に関与できないかのような表現は改めるべき。 ➤ 外務省において高度な開発協力政策を立案・判断し得るキャリア官僚の育成を制度化する旨を追記すべき。 ➤ JICAの管理的経費をコンパクトにするための運営体制の見直しに言及すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外務省の所掌事務として、外務省設置法において「政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。」と定められており、現在も外務省が開発協力政策の企画・立案の調整を担っていることを踏まえた記載としております。2015年大綱においても同旨の記述があります。 ➤ 外務省における高度な開発協力政策の企画・立案を担うべき人材の確保・育成については、大綱上Ⅲ3（2）の人的基盤において言及しています。 ➤ JICAの運営体制については、政府と実施機関の各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める旨記載しているとおり、引き続き改善に努めていきます。
<p>【人的・知的基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 開発分野に関心をもつ若年層が減少している中、開発協力の社会的認知度を高める広報活動、働き方改革や処遇など仕事の魅力度アップ等、人的基盤の抜本的強化が必要である旨を追記すべき。 ➤ 外務省・JICA以外にも、既に専門性を有する人材はいるので、「外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、市民社会等における専門性を持った国際人材の育成を促進する」とあるが、「外務省・JICAに加えて、(以下同じ)」と修文すべき。 ➤ 日本の市民社会・NGOの地位向上と能力開発を書き入れるべき。各国現地の市民社会とネットワークを持ち、信頼されている国際NGOとの戦略的パートナーシップを構築するべき。 	<p>【人的・知的基盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 分かりやすく丁寧な広報活動を始め、開発協力分野の専門性を有する人材が国内外において活躍できる環境整備に努める旨を記載しています。 ➤ 御意見を踏まえ、大綱上Ⅲ3（2）を改めました。 ➤ 大綱では、NGOを始めとする市民社会を戦略的パートナーと新たに位置付け、我が国市民社会の能力向上を支援するとともに、我が国市民社会を通じて実施する開発協力を更に強化していく旨記載しています。NGOと外務省の間では定期協議会を開催し、NGOとの連携の在り方や協力手法の改善等について議論を行って

【社会的基盤】

- 現地NGOや現地市民社会との協力、相手国民に対する情報公開や周知徹底を明記すべき。
- 国民・市民にODAの参加の機会を拡大し、その声を可能な限り反映させる方策を検討する旨を追記すべき。
- 「日本社会においても多様なバックグラウンドを有する外国人との共生が不可欠となりつつある中、開発課題や開発協力事業への理解は、社会の受容性を高めるためにも重要である」という認識を記載すべき。
- 日本自身の開発協力がガラパゴス化しないよう、世界の先進的な取り組みや普遍的なモデルについて検証し、民間企業の技術を積極的に取り入れるなど自身の制度のレビューも行う旨を追記すべき。
- 母国へ戻られた「帰国研修生」との連携をより戦略的に活用することで、わが国ODAの戦略性が強化されるのみならず、過去の人への投資が還元されるステージにODAが発展していく点に言及すべき。

いますが、国際NGOとの連携の在り方についても今後議論を深めたいと考えています。

【社会的基盤】

- 現地のNGOや市民社会の間では、草の根人間の安全保障・無償資金協力等を通じ、各国の開発課題の解決に向けて連携して取り組んできました。相手国に対する情報公開については、案件実施に向けた調査結果等を公開しております。大綱の下でも、引き続き取り組んでいく考えです。
- 御意見を踏まえ、大綱上Ⅲ1(1)オにおいて、「協力の担い手の裾野を拡大する観点からも、広範な国民各層の開発協力への参加と知見の社会還元を促すとともに、その提案や意見に耳を傾ける。」旨を追記しました。
- 御指摘の問題意識を踏まえ、開発協力が日本自身の社会課題解決にも貢献する旨を記載しています。
- 大綱においては、Ⅲ1(3)アに「不断の制度改善を行う」旨を記載しています。さらに、国際機関等の議論の場において国際潮流の形成に積極的に関わる旨も記載しており、日本政府としては、国際的な潮流や国際情勢も踏まえながら、我が国の開発協力の効果的・効率的な手法や、それに係る制度の在り方についても、不断に検討して参ります。
- 我が国は、これまで一貫して「人への投資」を重視した開発協力を実施しており、各国の行政官や民間人材を留学生や研修員として受け入れ、きめ細やかな人づくりに取り組んでいます。こうした人材は、我が国の文化や価値観を理解する重要な人的アセットであ

- 国民にわかりやすいよう、開発協力に関する冊子等を作成するなどの努力を政府自身がする旨を追記すべき。

【ジェンダー平等に資する事業】

- ジェンダー平等を主要な目的とする事業に支出する旨を追記すべき。
- ジェンダー主流化を通じて達成すべき目標を明示し、ジェンダー統計の充実に取り組む旨を追記すべき。

【グリーントランスフォーメーション（GX）】

- ことから、母国に帰国された後のネットワークを強化すべく、連帯を強化していくパートナーとして、新たに位置付けております。2015年大綱においても、開発協力に係る国内広報を積極的に実施する旨を記載しており、ODA広報に係るパンフレットやSNS、ドラマなど、様々な媒体を通じて日本の開発協力について発信してきています。大綱においても、JICAの国内拠点等も活用しつつ、引き続き広報活動に努める旨を記載しており、幅広い国民の皆様にご理解を頂けるよう、丁寧でわかりやすい広報に努めてまいります。これに加え、毎年閣議報告される「開発協力白書」において、大綱の実施状況を明らかにしてまいります。

【ジェンダー平等に資する事業】

- 誰一人取り残さない「質の高い成長」の文脈において、女性やマイノリティを含む包摂性の重要性を示すとともに、開発協力の実施原則の1つとして、ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進を掲げております。今後とも、開発協力のあらゆる段階において、ジェンダー主流化を通じたジェンダー平等および女性のエンパワーメントを推進していく考えです。
- 開発協力の評価、改善に際しては、政策や事業レベルで開発協力の成果・効果（アウトカム）を設定した上で、定量的なデータも用いて適切に評価を行い、評価結果を適切にフィードバックして事業の質の改善や政策目標達成につなげる旨を記載しております。こうした観点から、御指摘のジェンダー関連の目標設定や統計情報についても、適切に対応してまいります。

【グリーントランスフォーメーション（GX）】

<p>➤ 日本政府のGX方針には原子力推進等の問題が多いものが含まれるため、大綱からは削除すべき。</p> <p>【開発教育】</p> <p>➤ 開発教育について、主体的に考え、行動する力に関連し、「市民が意思決定の主体となる」点を追記すべき。</p> <p>➤ 開発教育に関するJICAと市民社会との情報共有や議論を定期的に行う旨を追記すべき。</p> <p>➤ 開発教育について、具体的な方向性や定義等を追記すべき。</p>	<p>➤ GX基本方針では、世界の脱炭素化に貢献すべく、公的資金（ODAやOOF）を活用して、各国の計画等に沿った形で再生可能エネルギーを含むクリーンエネルギープロジェクトの組成や人材育成等を通じてエネルギー移行を促進する旨が示されており、御指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>【開発教育】</p> <p>➤ 今後とも外務省やJICAによる講座等を通じて、開発教育の場を提供していく考えです。また、開発協力における市民参加の観点から、外務省やJICAはNGOとの間で定期協議の場を設けており、こうした機会を通じて、今後の開発協力の在り方に加え、開発教育の取組についても御意見をお伺いできればと考えております。</p>
【Ⅲ. 実施】 4. 開発協力大綱の実施状況に関する報告	
<p>➤ 大綱に書かれている内容に基づいて開発協力が行われているかどうかを定期的にチェックする体制を決めておく必要がある。</p> <p>➤ 第三者による評価体制を追記すべき。</p> <p>➤ 白書以外にも国民が周知できるものを作成する旨を追記すべき。</p>	<p>➤ これまでの大綱と同様に、毎年閣議報告される「開発協力白書」において、大綱の実施状況を明らかにしてまいります。</p> <p>➤ ODAの実施・管理の改善及び国民に対する説明責任を果たす観点から、第三者評価による、政策レベルのODA評価の体制を構築し、評価結果を公表しております。大綱の下でも、引き続き第三者評価を実施していく考えです。また、開発協力の実施に当たっては、国民の皆様の御理解と御支持が不可欠であり、ODA広報に係るパンフレットやSNS、ドラマなど、様々な媒体を通じた広報活動を引き続き実施してまいります。</p>
<その他>	
<p>➤ 開発協力大綱に国民の意見を反映させるために、ODA基本法を制定すべき。今回、前大綱における成果・課題について評価がなされないまま改定のプロセスが進んでしまったことは問題。今後、本</p>	<p>➤ 日本政府としては、変化する情勢変化を踏まえて、二国間関係を含む総合的な外交判断に基づき、機動的・柔軟に実施する観点から、閣議決定という形式が適切と考えております。その上で、閣議決定</p>

大綱の内容を実施していくために、各分野戦略において 具体的な指標を含めた行動計画を立てることを求める。

- フェアトレードの推進を追記すべき。

に代えてODA基本法を制定することが適切か否かについては、国会や幅広い国民の皆様の間で御議論いただくことが適当であると考えております。また、今次の大綱改定に当たっては、2015年大綱の策定以降における政策レベルのODA評価を対象に、2015年大綱の主要項目に即した第三者によるレビューを実施し、結果を公表しております。大綱の下で実施する開発協力については、政策や事業レベルで成果・効果を設定した上で、定量的なデータも用いて適切に評価を行う考えです。

- 大綱は、「質の高い成長」を通じた貧困削減を重点政策に掲げています。公正かつ持続可能な経済活動に対する協力を通じ、開発途上国の一人ひとりに開発の恩恵が行き渡るようにすることを目指すといった、フェアトレードが目指す方向性について、その趣旨は盛り込まれているものと考えております。